

# コンテナ苗の安定需給協定

【令和7年度】

北海道森林管理局

## 項目

1 コンテナ苗の安定需給協定の目的や仕組み

なぜコンテナ苗の調達を企画提案方式で行うのか。

2 公募物件の概要

どの種類の苗木をどのような規格で、何本必要なのか。いつから、いつまでの間にコンテナ苗を供給しなければならないのか。また、どこに供給するのか。

3 対象とする生産者の要件

参加するには、どのような条件が必要で、何を提出しなければならないのか。

4 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

注意しなければならないことは何か。

5 審査方法から協定締結まで

どのように協定予定者を決めるか。

6 協定締結後について

協定の取組状況はどのように報告するか。

7 今後のスケジュール

いつまでに何をしなければならないのか。

# 1 コンテナ苗の安定需給協定の目的や仕組み

## 目的等

- (1) 森林の公益的機能の発揮や森林資源の循環利用を図る観点から、今後増加する主伐後の伐採跡地等における効率的かつ効果的な再造林を着実に推進するため、施工性に優れたコンテナ苗の普及を進めることとしている。このような現状を踏まえ、コンテナ苗の安定的な供給体制の構築及びコンテナ苗生産者の育成に加えてコンテナ苗の更なる普及に資することを目的として実施する。
- (2) 実施に当たっては、森林管理局長がコンテナ苗生産者とコンテナ苗の需給に関する協定を締結した上で、コンテナ苗生産者から計画的にコンテナ苗を調達し、造林請負事業で使用する。  
なお、締結するコンテナ苗生産者の選定に当たっては、公募（企画競争）により決定することとする。

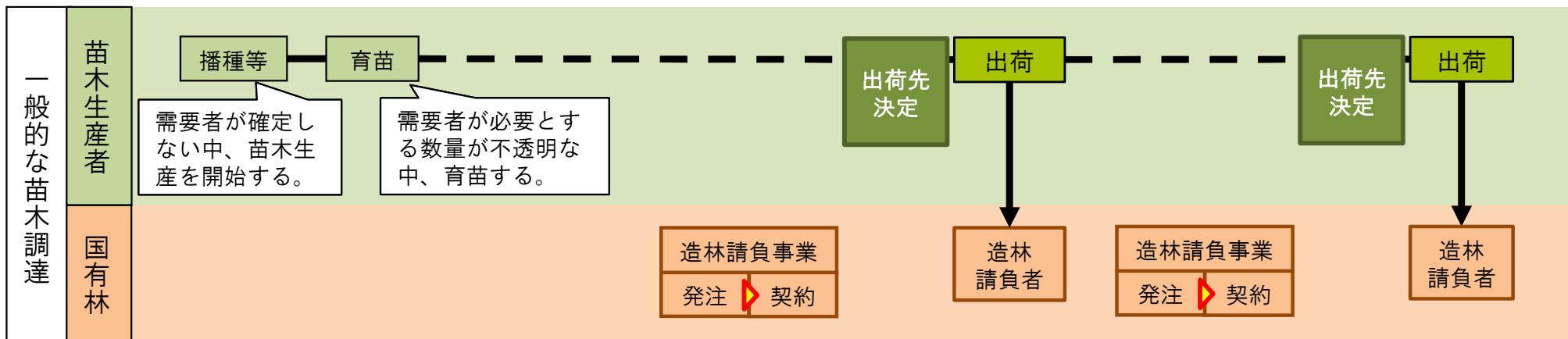
## ポイント

- (1) 協定締結後、生産～育苗～出荷まで安定的・効率的に実施するため、需要年度のコンテナ苗の使用見込みを踏まえ、協定を締結することとする。
- (2) 企画提案による総合的な評価により、1位から順に協定予定者を選定する。
- (3) 需要者（国有林）と苗木生産者の双方にメリットのある仕組みを構築する。

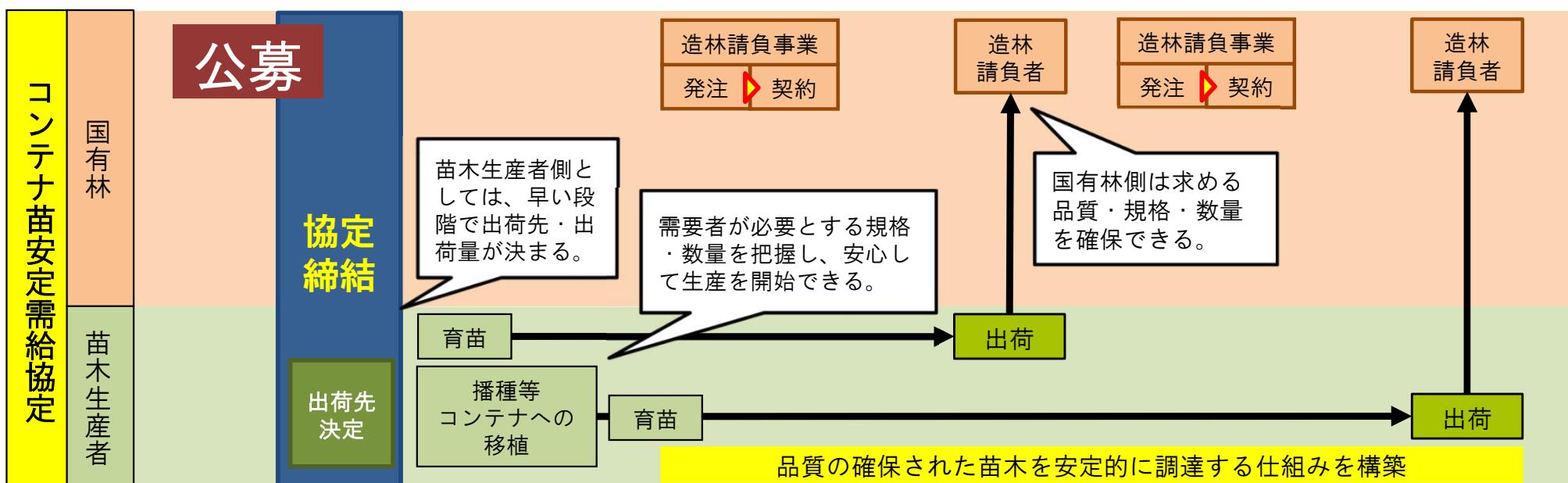
**需 要 者**：品質の確保（良質のコンテナ苗を調達）  
必要量の確保（必要なコンテナ苗を確実に確保）  
コンテナ苗の低価格化を期待（再造林コストの低コスト化へ）

**苗木生産者**：安定的な生産、残苗リスクの軽減（購入が確約されることから、安心して生産することが可能）  
施設等への投資（計画的な設備投資や安定した雇用を期待）  
信頼性の向上（国有林との協定締結の実績から社会的な信頼を獲得）

# 一般的な苗木調達とコンテナ苗安定需給協定のイメージ



◀令和6年度以前		令和7年度		令和8年度		令和9年度以降▶	
春	秋	春	秋	春	秋	春	秋



## 2 公募物件の概要

### 実施区域及び樹種

＜公募するコンテナ苗の樹種及び実施区域＞

(1) 実施区域：各育種区（中部・東部・西南部）

(2) 樹種：クリーンラーチ・カラマツ・トドマツ

※公募数量は、国有林のコンテナ苗需要計画量の概ね70%を目安

例) 西南部育種区のトドマツを公募する物件

北海道内に苗木生産施設を有する者が対象であることから、

西南部育種区に生産施設のあるC

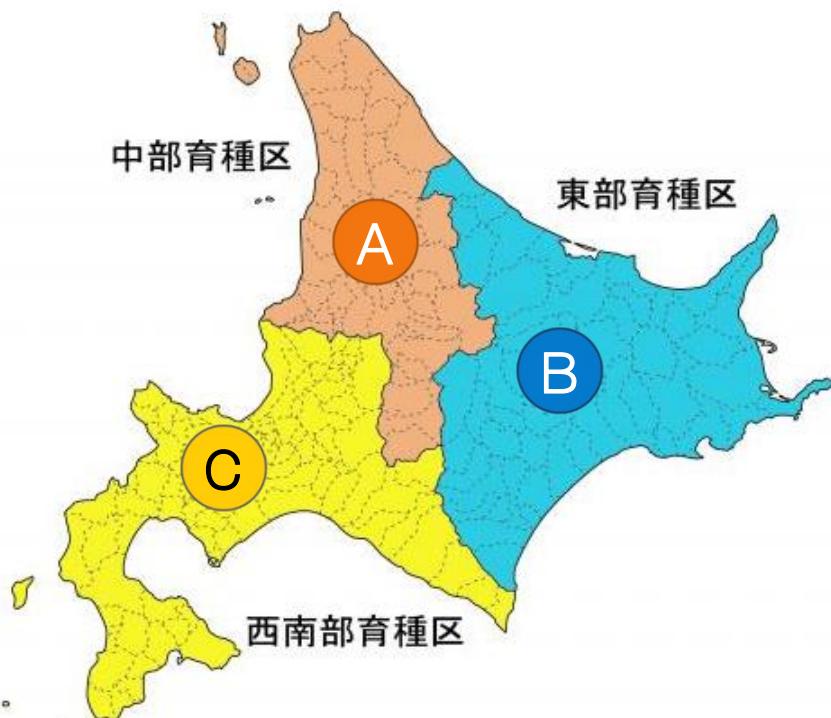
中部育種区に生産施設のあるA

東部育種区に生産施設のあるB

の全てに参加する権利がある。

ただし、トドマツには育種区分があるため、西南部育種区で使用可能な苗木を供給できることが条件となる。

### 北海道育種基本区



育種区	黒字：(総合)振興局の区域 赤字：育種区内の森林管理（支）署
中部 育種区	宗谷・上川・留萌・空知（一部） 留萌北部・留萌南部・上川北部・宗谷・上川中部・ 上川南部・北空知（支）
東部 育種区	オホーツク・十勝・釧路・根室 網走西部・網走西部（西紋別（支））・網走中部・ 網走南部・根釧西部・根釧東部・十勝東部 ・十勝西部・東大雪（支）
西南部 育種区	渡島・檜山・日高・石狩・ 空知（一部）・後志・胆振 石狩・空知・胆振東部・日高北部・日高南部 ・後志・渡島・檜山

### 3 対象とする生産者の要件

#### 対象となる生産者

- (1) 北海道内にコンテナ苗生産施設を有する者であること  
(トドマツについては、当該育種区で採取された種から育成された苗を供給できること)
- (2) 申請する樹種のコンテナ苗の生産及び販売実績があること  
(過去3年間に一度でも申請樹種の生産・販売実績が必要である)
- (3) 生産・販売本数について、千本以上での申請が可能であること  
(公募数量に満たない本数での申請も可能)
- (4) 出荷年度に供給が可能な者であること

#### 協定締結者に求める要件（必須項目）

- (1) 林業種苗法第10条に基づき、北海道知事から生産事業者の登録を受けていること
- (2) 希望数量に対して、十分なコンテナ苗の生産・販売実績等があること
- (3) 森林管理局長等から指名停止を受けている期間中ではないこと
- (4) 警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

## 4 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

### 申請書の関係（希望数量について）

- (1) 公募公告の別紙「使用物件一覧表」の使用予定数量以下
- (2) 最低でも千本以上
- (3) 各年度で樹種別に出荷年度における当該樹種の生産予定量を考慮していること

(例) カラマツの生産予定量が45千本で第1号・第2号物件に申請する場合

公募公告

物件番号	育種区	樹種	使用予定期期		使用予定数量 (千本)
			年度	時期	
第1号	西南部育種区	カラマツ	令和8年度	春	20
				秋	20
				計	40
第2号	中部育種区	カラマツ	令和8年度	春	10
				秋	10
				計	20

令和5年度カラマツの希望数量の合計（40+5=45千本）は生産予定量（45千本）を考慮

申請書【別紙様式1-1】1 生産・販売希望数量

物件番号	育種区	樹種	使用予定期期		希望数量 (千本)
			年度	時期	
第1号	西南部育種区	カラマツ	令和9年度	春	20
				秋	20
				計	40
第2号	中部育種区	カラマツ	令和9年度	春	0
				秋	5
				計	5

申請書【別紙様式1-2】2 (3) コンテナ苗生産見通し

樹種	生産予定量（千本）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラマツ	45	50	50

## 4 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

### 企画提案書の関係

#### (1) 企画提案する取組内容

※ 申請する全ての物件について樹種別に取組を記載。ただし、協定期間に年度別で異なる取組を実施する予定がある場合は具体的に記載。

項目	取組内容
① コンテナ苗の生産や出荷方法等にかかるコストの縮減や効率化を図るもの	記載に当たっては、 ◎最近の情勢等を踏まえ、各項目毎に具体的な内容とし、数量的な指標を用いること。 ◎提案事項については、効率性及び実現可能性等を十分検討すること。
② コンテナ苗の利用価値の向上や普及拡大を図るもの	
③ 地域の林業振興等への貢献を図るもの	
④ 上記以外に独自で行っている取組等	

#### (2) 共同で申請する場合

共同で申請するに至った理由、申請者の間でどのように連携するのか、連携することによりどのようなメリットがあるのかについて記載。

#### (3) コンテナ苗の1本あたり販売希望単価

物件番号	樹種	1本あたり販売希望単価（円）

※ 評価項目（公募公告日現在における消費税抜き金額）

## 4 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

提案内容（加点項目）

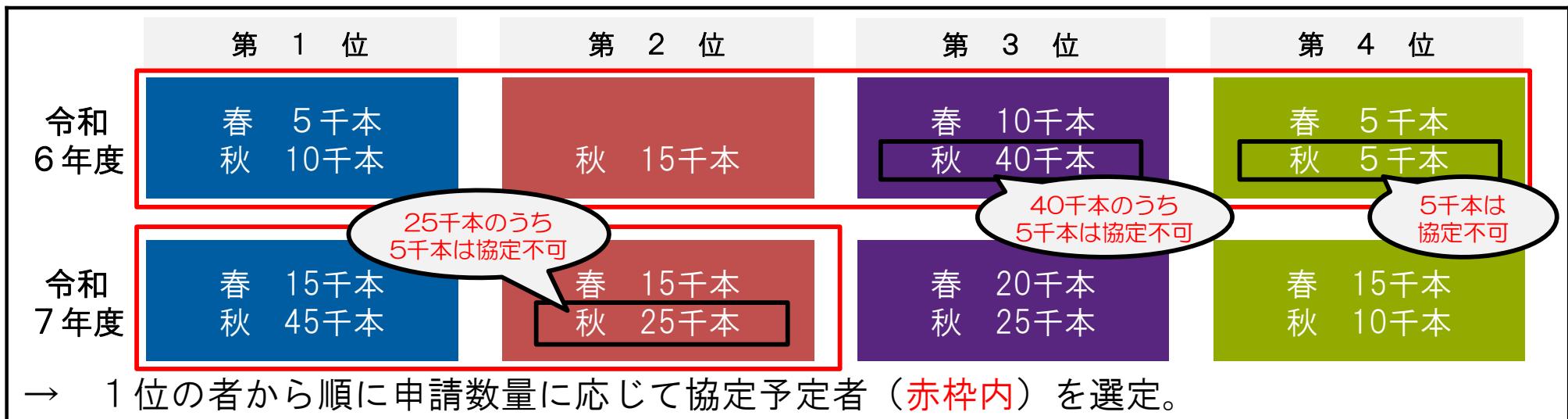
提案項目	評価内容	配点
① 生産にかかるコストの縮減	生産規模拡大や設備の更新等により生産コスト縮減等について評価	0~15
② 出荷方法の効率化	コンテナ苗の効率的な出荷方法等による効率化	
③ 資材等の有効利用を図るもの	資材等の有効利用の取り組みについて評価	
④ 付加価値の向上を図るもの	育種種子の使用や生産工程等による付加価値向上の取り組みについて評価	0~15
⑤ 造林の省力化に資するもの	造林の省力化・低コスト化に資するコンテナ苗生産の取組について評価	
⑥ 新たな技術の開発や販路拡大を図るもの	新たな生産技術の開発、販路拡大の取り組みについて評価	
⑦ 地域の林業への貢献を図るもの	地産地消、苗木生産や森林整備等への貢献を図る取り組みについて評価	0~10
⑧ その他地域への貢献を図るもの	雇用創出など地域経済への貢献を図る取り組みについて評価	
⑨ 企業の表彰実績（過去10年間）	実績の有無について評価	0~5
⑩ 上記以外に独自で行っている取組等	具体的に記載された内容について評価	0~5
⑪ コンテナ苗の販売希望単価に係るもの	価格評定等における評価	50~-20

## 5 審査方法から協定締結まで

申請書及び企画提案書の内容を審査し、複数の応募があった場合は審査基準に基づき順位を付け、最も点数が高い1位から順に協定予定者として選定する。

(複数者選定の例)

物件名	育種区	対象(支)署等名	樹種	根鉢規格	苗木規格	使用予定期	使用予定数量(千本)
第6号	東部育種区	①網走西部 ②西紋別 ③網走中部 ④網走南部 ⑤根釧西部 ⑥根釧東部 ⑦十勝東部 ⑧十勝西部 ⑨東大雪	トドマツ	300cc	1号	令和6年度	春 20
						秋 60	
						計 80	
						令和7年度	春 30
							秋 65
							計 95



※使用予定数量に満たない場合もあり得る。 (この場合、一定要件を満たした申請者全てが協定予定者となる)

# 5 審査方法から協定締結まで

## 協定の締結

### コンテナ苗の安定需給協定書

北海道森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、【年号】〇〇年〇〇月〇〇日から【年号】〇〇年〇〇月〇〇日まで下記によりコンテナ苗の安定需給協定を締結する。

【年号】 年 月 日

甲 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
北海道森林管理局長 印

乙 住所  
(代表者) 商号又は名称  
代表者氏名 印

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

注) 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づくコンテナ苗の需給計画を別表「コンテナ苗の需給計画表」のとおり定めるとともに、当該コンテナ苗の安定的な使用に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の需給計画に基づき、生産に努めるとともに、販売に当たっては、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は、甲に対し、協定の取組状況について報告を行うものとする。

第5条 乙が、本協定に基づいて生産するコンテナ苗は、別表「コンテナ苗の需給計画表」に示す森林管理（支）署が発注する造林事業請負で使用するため、その請負者に販売するまで、乙の責において適切に維持及び管理するものとする。

第6条 乙は、この協定に基づいてコンテナ苗を販売する場合は、甲乙合意した事項を踏まえるものとする。

第7条 乙が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時事業の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に實質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
  - イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - ホ その他前各号に準ずる行為

第8条 甲は、乙が第5条及び第6条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができるものとする。

第9条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第10条 この協定の特約条件として、次のことを定める。

- (1) 甲は、第8条の規定によるほか、乙が協定期間に「コンテナ苗の安定需給協定」の実施に係る公募公告に定める対象となるコンテナ苗生産者の要件を失ったときは、この協定を解除することができるものとする。
- (2) 第7条又は上記(1)に基づき協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害賠償の請求を行わないものとする。
- (3) 甲は、協定締結後に乙が企画提案書に記載した取組の概要及び協定数量を、原則公表するものとする。
- (4) 販売希望単価は、インフレーション、デフレーション、資材の高騰等により、真にやむを得ないと判断される場合は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第11条 別表「①コンテナ苗の需給計画表」に示す数量に対し、2割以上の増減が生じた場合は、甲乙双方が協議の上、その取扱いを決めるものとする。

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙双方が協議の上、定めるものとする。協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が乙に書面により通知する。

上記協定の証として、本協定書を2部作成し、甲乙各1通を保有する。

## 6 協定締結後について

### 実行結果の報告及び検証

- (1) 協定締結者は①【別紙様式3－1】「協定数量及び販売実績数量等」については各出荷年度の出荷完了後、当該年度の12月末日までに数量等の報告を行う。  
②【別紙様式3－2】「企画提案した取組内容の実施状況」については協定期間終了後、当該年度の12月末日までに報告を行う。
- (2) 報告があった後に北海道森林管理局に設置するコンテナ苗需給推進委員会が「コンテナ苗の安定需給協定予定者の選定に係る審査基準」に基づき、実行結果の検証を行う。

別表1 コンテナ苗の安定需給協定に係る審査事項及び配点

評価項目	配点
出荷年度ごと及び 前回の協定における取組状況	意図した結果が得られているもの
	意図した結果が得られていないもの
その他、森林管理局長が不誠実であったと認めた場合	-10

- ・「意図した結果が得られていないもの」又は「森林管理局長が不誠実であったと認めた場合」には、1年以内の最初の公募において申請があった場合に減点の対象となる。

## 7 今後のスケジュール

令和8年

1月下旬

公募開始

【申請者の作業】

- ・申請書及び企画提案書を作成
- ・公募公告に定める期日までに、申請書及び企画提案書を「北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課」へ提出（電子メール又は紙媒体）

2月中旬

公募締切

審査の開始

2月下旬以降

協定予定者決定 及び 内定通知

3月上旬

協定予定者と協定締結

協定予定者と提案された内容を踏まえて条件提示、合意が得られた場合に協定締結

3月下旬

公表

令和9年

秋以降

造林事業において協定に基づくコンテナ苗の使用を開始